

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型(米ドル建て)

運用報告書 (全体版)

作成対象期間 第5期

(自 2016年 3月 1日)
(至 2017年 2月 28日)

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第5期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

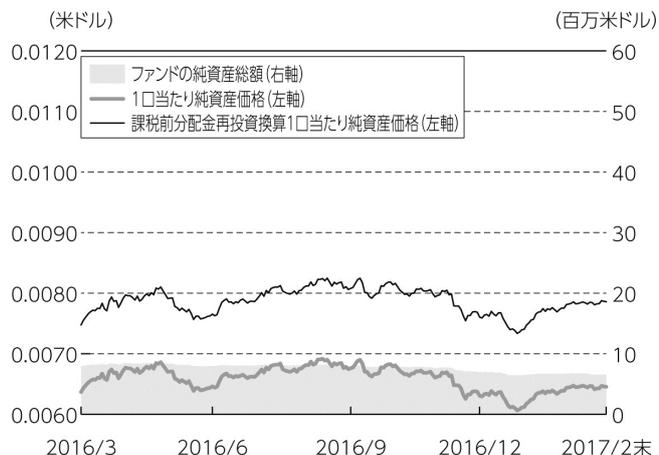
ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型	
信託期間	ファンドは、平成24年8月3日より運用を開始し、平成29年7月19日付の管理会社の決定により平成29年8月25日に終了しました。	
運用方針	ファンドの投資目的は、投資先ファンドへの投資を通じて、中長期的に安定したインカム・ゲイン（利子収入等）およびキャピタル・ゲイン（売買益等）の獲得を目指すことにあります。	
主要投資対象	ファンド	UBS豪ドル・ボンド・インカム
	UBS豪ドル・ボンド・インカム	豪ドル建ての投資適格の公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、ABS（アセット・バック証券）およびMBS（モーゲージ証券）等を含みます。）
主な投資制限	ファンド	①借入れは、原則として、借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができます。 ②管理会社の運用するすべての投資信託およびミューチュアル・ファンドの全体において、投資の結果、一発行会社の議決権総数の50%を超えることとなる場合には、当該発行会社の株式に投資を行うことはできません。
	UBS豪ドル・ボンド・インカム	①投資先ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、投資先ファンドの純資産総額を超えないものとします。 ②借入れは、原則として、一時的なものに限り、また借入金の残高の総額が投資先ファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができます。 ③投資先ファンドは、原則として、流動性に欠ける資産に対しその純資産総額の15%を超えて投資を行いません。 ④同一発行体の有価証券への投資先ファンドの投資総額が、その取得時において投資先ファンドの純資産総額の10%を超える場合、原則として、当該発行体の発行する有価証券に投資することができません。 ⑤デリバティブへの投資（買い持ちと売り持ちのネット合計）は、投資先ファンドの純資産総額の最大50%までに制限されます。
ファンドの運用方法	ケイマン籍の投資信託である投資先ファンドに投資することにより運用します。	
分配方針	管理会社は、その裁量により、経費控除後の利子・配当等収益、売買益（評価益を含みます。）および分配可能な元本から、毎月18日（または、当該日が営業日でない場合には翌営業日）に分配を宣言することができます。 分配金は、分配宣言から起算して4営業日以内に、受益者（日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の投資者の保有する受益証券に関しては、日本における販売会社）に対して支払われます。	

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について



第4期末の1口当たり純資産価格：	0.006369米ドル
第5期末の1口当たり純資産価格：	0.006454米ドル
第5期中の1口当たり分配金合計額：	0.000240米ドル
騰落率：	5.10%

(注1) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

(注2) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、運用開始日(2012年8月3日)の受益証券1口当たり純資産価格を起点として計算しています。以下同じです。

(注3) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注4) ファンドにベンチマークは設定されていません。

(注5) 騰落率は、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に基づき計算しています。以下同じです。

(注6) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

投資先ファンドにおいて、当期は、期を通じて豪州債券価格が上昇(金利は低下)したことが純資産価格の上昇に寄与したものの、管理運営費用が差し引かれたことがマイナス要因となりました。

投資先ファンドとベンチマークの騰落率の状況および要因について

当期の投資先ファンドのリターンは、投資先ファンドのベンチマークであるブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(Bloomberg AusBond Composite0+ Yr Index)(以下「ベンチマーク」といいます。)のリターンを下回りました。

当期を通じてイールドカーブの平坦化を見込んだポジションを維持したことは概ねパフォーマンスにプラスとなりましたが、2016年8、9月に世界的に金利が急上昇した局面においては、イールドカーブを平坦化していた戦略はマイナスとなりました。また、管理運営費用が投資先ファンドの基準価格から差し引かれたことも、ベンチマーク対比ではマイナスとなりました。一方、個別銘柄選択はプラス要因となりました。

■分配金について

当期（2016年3月1日～2017年2月28日）の1口当たり分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

（金額：米ドル）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 （対1口当たり 純資産価格比率（注1））	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額（注2）
2016/3/18	0.006740	0.000020 (0.30%)	0.000413
2016/4/18	0.006752	0.000020 (0.30%)	0.000032
2016/5/18	0.006468	0.000020 (0.31%)	-0.000264
2016/6/20	0.006637	0.000020 (0.30%)	0.000189
2016/7/19	0.006743	0.000020 (0.30%)	0.000126
2016/8/18	0.006901	0.000020 (0.29%)	0.000178
2016/9/20	0.006666	0.000020 (0.30%)	-0.000215
2016/10/18	0.006711	0.000200 (2.89%)	0.000245
2016/11/18	0.006325	0.000200 (3.07%)	-0.000186
2016/12/19	0.006153	0.000200 (3.15%)	0.000028
2017/1/18	0.006381	0.000200 (3.04%)	0.000428
2017/2/21	0.006413	0.000200 (3.02%)	0.000232

（注1）「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率（\%）} = 100 \times a / b$$

a = 当該分配落日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

（注2）「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

（注3）2016年3月18日の直前の分配落日（2016年2月18日）における1口当たり純資産価格は、0.006347米ドルでした。

■投資環境について

当期の豪州債券価格は上昇（金利は低下）しました。期初は豪州の貿易やGDP成長率の堅調さを背景に金利は上昇し、債券市場は下落して始まったものの、4月下旬に消費者物価指数（CPI）の予想外の低下により豪州中央銀行（RBA）による利下げ観測が高まり、金利は急低下し、債券市場は大きく上昇しました。5月に入り予想通り利下げが行われたものの、RBAの金融政策報告でインフレ見通しが引き下げられたことから、更なる利下げが意識され、豪州債券価格は続伸しました。その後も6月後半に行われる英国のEU離脱の是非を問う国民投票を控え不透明感から金利は低下傾向となり、選挙後も離脱に関する不透明感の高まりや豪州の4-6月期のCPIの鈍化を受けた利下げ観測の高まりが金利の下押し圧力となったことから、豪州債券価格は7月末まで概ね上昇する展開となりました。9月に入り、米連邦準備制度理事会（FRB）による年内利上げ観測やRBAが金融政策決定会合で利下げを示唆しなかったことなどから世界的に金利が上昇し、豪州債券価格は下落しました。その後、米国での利上げの見送りやドイツ銀行の経営不安に対する懸念などを受けて、一時金利は低下したものの、米国の好調な景気や原油価格の上昇などを受け、再び金利は上昇基調となり、豪州債券価格は下落しました。11月に入り、米国の大統領選挙においてトランプ氏が勝利したことで金利が一時急低下したものの、トランプ氏の政策期待や米国の利上げ観測を背景に豪州の金利は大きく上昇することとなり、豪州債券価格は下落しました。その後もトランプ氏の拡張的な財政出動への期待などからリスク志向が高まり、世界的に金利上昇が進む中、豪州債券価格は年末まで概ね下落する展開となりました。2017年に入り、新政権の政策実行力に対する懐疑的な見方が広がり、米連邦公開市場委員会（FOMC）の議事録でハト派的な内容が確認されると金利は低下基調となり、豪州債券価格は上昇しました。その後は豪州の経済指標の内容において好不調の指標が混在したことや、米国の金融政策の方向性などを背景に豪州債券価格は一進一退の展開が続き、結局前期末比で、豪州債券価格は上昇して期を終えました。

豪ドル/米ドル市況は上昇（豪ドル高米ドル安）しました。

豪ドルは、2016年11月の米国大統領選挙においてトランプ氏が勝利し、米国の経済成長とインフレが加速するとの観測が高まったことなどが米ドル高要因となり、対米ドルで下落する局面もありましたが、期を通じてみると、豪州の主要輸出品である鉄鉱石の価格が上昇したことや豪州経済が底堅く推移したことなどを背景に、対米ドルで上昇しました。

■ポートフォリオについて

以下は、投資先ファンド（UBS豪ドル・ボンド・インカム）に関する報告です。なお、ファンドは、豪ドル建ての投資先ファンドに投資するため、豪ドルの対米ドル為替レートの変動による影響を受けません。

2016年3月

投資先ファンドは、デュレーションをベンチマークに対し小幅に長期化し、イールドカーブの平坦化を見込んだポジションを取りました。リスク資産が大幅に回復したことで豪州債券の利回りが上昇し、リターンに対する3月の投資先ファンドのデュレーション戦略はマイナス要因となりました。一方、投資先ファンドのイールドカーブ戦略については世界的な情勢を受けイールドカーブが平坦化したことからプラス寄与となり、銘柄選択もプラスとなりました。

2016年4月～2016年6月末

投資先ファンドは、デュレーションをベンチマークに対し長期化としていましたが、5月に消費者物価指数（CPI）の低迷を受けて金利が低下したことから、利益確定を行いました。その後、豪州債券市場の上昇が続く、行き過ぎとの判断からデュレーションを短期化したものの、6月末にかけて短期化した戦略を解消しました。イールドカーブは平坦化を見込んだポジションを取り投資先ファンドに小幅なプラス寄与となりました。

2016年7月～2016年9月末

投資先ファンドは、イールドカーブの平坦化を見込んだ戦略としましたが、リターンに対しマイナス要因となりました。投資先ファンドのデュレーション戦略については、ベンチマークに対するニュートラルが小幅にマイナス要因となりました。また、社債のオーバーウェイトが投資先ファンドのリターンにプラス寄与しました。

2016年10月～2016年12月末

投資先ファンドは、デュレーションをベンチマークに対しニュートラルとしましたが、10月に豪州債券が下落したため、長期化しました。その後、11月の米大統領選終了直後に、豪州債券価格が値上がりしたことから利益確定を行いました。12月にデュレーションを長期化し、この戦略は投資先ファンドのリターンに対し小幅にマイナスとなりました。10月から12月までの投資先ファンドのデュレーション戦略は、リターンに僅かにプラス寄与となりました。イールドカーブは傾斜化を見込んだ戦略としましたが、米国選挙の結果を受けてイールドカーブが傾斜化したことから利益確定を行いました。

また、社債のオーバーウェイトと州政府債のアンダーウェイトが投資先ファンドのリターンに対しプラス寄与となりました。

2017年1月

投資先ファンドは、デュレーションをベンチマークに対し長期化としました。1月末にかけて豪州債券価格が上昇したためリターンに対しプラスに寄与しました。投資先ファンドのイールドカーブ戦略においては平坦化を見込んだ戦略としていましたが、リターンに対する寄与は概ねフラットとなりました。また、スプレッドの縮小により社債のオーバーウェイトがプラス寄与となりました。

2017年2月

投資先ファンドは、デュレーション戦略の長期化を維持しました。2月中、金利がやや上昇したことから投資先ファンドのリターンのマイナス要因となりました。投資先ファンドのイールドカーブ戦略においては平坦化を見込んだ戦略としていましたが、リターンに対する寄与は概ねフラットとなりました。また、スプレッドの縮小により社債のオーバーウェイトが投資先ファンドにプラス寄与となりました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

ファンドの運用資産残高が減少したことに伴い、ファンドが行う債券投資から得ることができるインカム収入に比べて運営維持に係る費用が相対的に高くなり、今後受益者に適切なリターンを提供することが困難になったため、管理会社は、受託会社と協議の上、平成29年8月25日をもってファンドを繰上償還することを決定しました。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬（副管理報酬を含みます。） 保管報酬および管理事務代行報酬	合計で純資産総額の年率0.10%	管理報酬（副管理報酬を含みます。） 保管報酬および管理事務代行報酬は、それぞれ、信託証書に定める管理会社としての業務、保管契約に定めるファンド資産の保管業務および管理事務代行契約に定める管理事務代行業務の対価として、ルクセンブルク三菱UFJインバスターサービス銀行S.A. に対し支払われます。
販売報酬	純資産総額の年率0.50%	販売報酬は、投資者からの申込または買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、日本における販売会社に支払われます。
代行協会員報酬	純資産総額の年率0.05%	代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。
投資顧問報酬	純資産総額の年率0.10%	投資顧問報酬は、投資顧問契約に定める投資顧問業務の対価として、投資顧問会社に支払われます。
受託報酬	純資産総額の年率0.01% (最低年間10,000米ドル)	受託報酬は、信託証書に定める受託業務の対価として、受託会社に支払われます。
その他の費用 (当期)	1.84%	ファンドの設立に係る専門家による業務等ならびに弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等および監査人等に支払う監査業務等の役務の対価として支払われます。

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記載しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2) 各項目の費用は、ファンドが組み入れている投資先ファンドの費用を含みません。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記各会計年度末および第5会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額		受益証券1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成25年2月末日)	37,944,618.22	4,249,797,241	0.009740	1.0909
第2会計年度末 (平成26年2月末日)	17,819,853.69	1,995,823,613	0.008169	0.9149
第3会計年度末 (平成27年2月末日)	12,390,108.50	1,387,692,152	0.007256	0.8127
第4会計年度末 (平成28年2月末日)	7,924,945.97	887,593,949	0.006369	0.7133
第5会計年度末 (平成29年2月末日)	6,554,083.83	734,057,389	0.006454	0.7228
平成28年3月末日	8,423,154.20	943,393,270	0.006770	0.7582
4月末日	8,342,554.08	934,366,057	0.006705	0.7510
5月末日	7,941,318.03	889,427,619	0.006437	0.7209
6月末日	8,073,778.66	904,263,210	0.006650	0.7448
7月末日	8,103,294.79	907,569,016	0.006756	0.7567
8月末日	7,911,760.50	886,117,176	0.006745	0.7554
9月末日	7,922,875.33	887,362,037	0.006790	0.7605
10月末日	7,644,482.34	856,182,022	0.006622	0.7417
11月末日	7,005,929.18	784,664,068	0.006372	0.7137
12月末日	6,436,314.91	720,867,270	0.006112	0.6845
平成29年1月末日	6,684,929.89	748,712,148	0.006389	0.7156
2月末日	6,554,083.83	734,057,389	0.006454	0.7228

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、平成29年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.00円)によります。以下、米ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとします。

(2) 分配の推移

下記会計年度中における1口当たりの課税前分配金の推移は、以下のとおりです。

会計年度	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度	0.000252	0.0282
第2会計年度	0.000468	0.0524
第3会計年度	0.000360	0.0403
第4会計年度	0.000250	0.0280
第5会計年度	0.000240	0.0269

(3) 販売および買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	4,577,130,417 (4,577,130,417)	681,453,245 (681,453,245)	3,895,677,172 (3,895,677,172)
第2会計年度	260,037,662 (260,037,662)	1,974,330,987 (1,974,330,987)	2,181,383,847 (2,181,383,847)
第3会計年度	171,542,601 (171,542,601)	645,364,474 (645,364,474)	1,707,561,974 (1,707,561,974)
第4会計年度	94,170,959 (94,170,959)	557,475,681 (557,475,681)	1,244,257,252 (1,244,257,252)
第5会計年度	0 0	228,757,468 (228,757,468)	1,015,499,784 (1,015,499,784)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。以下同じです。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中に販売された販売口数を含みます。以下同じです。

Ⅲ. 純資産額計算書

(平成29年2月末日現在)

	米ドル (Ⅳを除く)	千円 (Ⅳ、Ⅴを除く)
I 資産総額	6,586,953.36	737,739
II 負債総額	32,869.53	3,681
III 純資産総額 (I - II)	6,554,083.83	734,057
IV 発行済口数	1,015,499,784口	
V 受益証券1口当たり純資産価格 (III/IV)	0.006454	0.7228円

IV. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、平成29年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=112.00円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

独立監査人の監査報告書

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型の受託会社としてのエリアン・トラスティー
(ケイマン) リミテッド御中

我々の意見

我々は、財務書類が、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型（以下「ファンド」という。）の2017年2月28日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

我々が監査したもの

- ファンドの財務書類は、以下の書類によって構成される。
- －2017年2月28日現在の純資産計算書
 - －2017年2月28日現在の投資およびその他の純資産明細表
 - －同日に終了した年度における運用計算書および純資産変動計算書、ならびに
 - －重要な会計方針の要約を含む財務書類の注記

意見の基礎

我々は、国際監査基準（ISA）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」で詳述する。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

独立性

我々は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（IESBA規程）に従ってファンドから独立している。我々は、IESBA規程に従ってその他の倫理上の責任を果たした。

強調事項

我々は、2017年7月19日付の受託会社および管理会社の共同決議により、2017年8月25日にファンドを解散することが決定された旨を記載した財務書類の注記13に着目した。当該事項は、我々の意見を変更するものではない。

その他の情報

その他の情報については、経営陣が責任を負う。その他の情報は、年次報告書（ファンドの財務書類およびこれに対する我々の監査報告書を除く。）により構成される。

ファンドの財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象とするものではなく、我々は、その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

ファンドの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が財務書類または我々が監査上入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽記載があるとの結論に至った場合、我々は、かかる事実を報告する必要がある。この点に関し、我々が報告すべきことはない。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、真実かつ適正な概観を与える財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について

責任を負っている。

財務書類の作成において、経営陣は、継続企業としてのファンドの存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施について責任を負う。ただし、経営陣がファンドを清算またはその業務を停止する意思を有する場合、またはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りではない。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体として財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得て、我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な確証は、高い水準の確証であるが、ISAに準拠して行われた監査が、存在するすべての重要な虚偽記載を常に発見することを確約するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体として、本財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持する。我々は、以下の事項も実施する。

- －不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽記載のリスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明または内部統制の無効化が伴うことがあるためである。
- －状況に照らして適切である監査手続を策定するため、監査に関する内部統制を理解する。ただし、これはファンドの内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。
- －経営陣が採用した会計原則の適切性および経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性について評価する。
- －経営陣が継続企業の前提による会計処理を実施したことの適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事由または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かについて結論を下す。我々は、重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、我々の監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不十分な場合は、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、我々の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事由または状況により、ファンドが継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- －財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）ならびに財務書類が基礎となる取引および事由を適正に表示しているかを評価する。

我々は、ガバナンスの責任者と、特に、計画した監査の範囲およびその実施時期ならびに監査上の重要な発見事項（監査の過程で我々が識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して協議する。

その他

本意見を含む当報告書は、我々の業務契約書の条件に従ってファンドの受託会社としてのエリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッドのためにのみ作成されたものであり、その他の目的を有しない。我々は、本意見を述べるにあたり、我々の文書による事前同意によって明白に合意する場合を除き、その他のいかなる目的に対して、また、当報告書を示されるまたは入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2017年7月27日



Independent Auditor's Report

To Elian Trustee (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type (the Trust) as at February 28, 2017, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at February 28, 2017;
- the statement of investments and other net assets as at February 28, 2017;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Emphasis of Matter

We draw attention to Note 13 to the financial statements, which states that following a joint written resolution of the Trustee and the Manager dated July 19, 2017, it was decided to dissolve the Trust on August 25, 2017. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1- 1104, T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky



Independent Auditor's Report (continued)

To Elian Trustee (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type

In connection with our audit of the Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.



Independent Auditor's Report (continued)

To Elian Trustee (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for Elian Trustee (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

A handwritten signature in black ink, appearing to read "PricewaterhouseCoopers", is written over a horizontal line.

July 27, 2017

(1) 貸借対照表

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型
純資産計算書
2017年2月28日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券取得原価（注2）	7,428,028.73	831,939
未実現評価益（損）	(1,028,204.64)	(115,159)
投資有価証券時価評価額（注2）	6,399,824.09	716,780
銀行預金（注2）	152,071.13	17,032
未収利息（注2）	120.51	13
設立費用（注2）	34,937.63	3,913
資産合計	6,586,953.36	737,739
負債		
未払費用（注3）	(32,869.53)	(3,681)
負債合計	(32,869.53)	(3,681)
純資産合計	6,554,083.83	734,057
発行済受益証券口数	1,015,499,784 口	
受益証券1口当たり純資産価格	0.006454	0.7228円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型
運用計算書および純資産変動計算書
2017年2月28日に終了した年度

	米ドル	千円
期首現在純資産	7,924,945.97	887,594
収益		
銀行預金利息(注2)	616.54	69
収益合計	616.54	69
費用		
管理事務代行報酬、管理報酬、名義書換事務代行報酬および 保管報酬(注5)	(6,053.26)	(678)
代行協会員報酬(注8)	(3,839.05)	(430)
設立費用償却(注2)	(43,508.00)	(4,873)
販売報酬(注9)	(38,389.47)	(4,300)
投資顧問報酬(注7)	(7,614.30)	(853)
その他の費用(注10)	(58,874.18)	(6,594)
専門家報酬	(17,443.35)	(1,954)
副保管費用(注5)	(479.29)	(54)
副管理報酬(注6)	(1,608.59)	(180)
受託報酬(注4)	(10,001.00)	(1,120)
費用合計	(187,810.49)	(21,035)
投資純益(損)	(187,193.95)	(20,966)
投資にかかる実現純益(損)(注2)	270,100.87	30,251
為替予約契約にかかる実現純益(損)(注2)	(604,005.36)	(67,649)
当期実現純益(損)	(333,904.49)	(37,397)
以下にかかる未実現純評価損益の変動		
－投資	917,964.29	102,812
－その他の資産および負債の為替換算(注2)	1,024.08	115
	918,988.37	102,927
運用による純資産の増加(減少)	397,889.93	44,564
受益証券の買戻し	(1,490,485.20)	(166,934)
分配金(注12)	(278,266.87)	(31,166)
	(1,768,752.07)	(198,100)
期末現在純資産	6,554,083.83	734,057

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型
 受益証券口数の変動（未監査）

	2017年2月28日 終了年度	2016年2月29日 終了年度	2015年2月28日 終了年度
期首現在発行済受益証券口数	1,244,257,252	1,707,561,974	2,181,383,847
発行受益証券口数	—	94,170,959	171,542,601
買戻受益証券口数	(228,757,468)	(557,475,681)	(645,364,474)
期末現在発行済受益証券口数	1,015,499,784	1,244,257,252	1,707,561,974

統計情報（未監査）

期末現在受益証券1口当たり 純資産価格（米ドルで表示）	0.006454	0.006369	0.007256
純資産合計（米ドルで表示）	6,554,083.83	7,924,945.97	12,390,108.50

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型
財務書類に対する注記 (2017年2月28日現在)

注1. 概要

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型 (以下「ファンド」という。) は、ケイマン諸島の信託法 (2011年改訂) に基づき、エリアン・トラスティー (ケイマン) リミテッド (以下「受託会社」という。) とルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S. A. (以下「管理会社」という。) の間で締結された2011年6月17日付信託証書 (随時補完または改訂済。以下「信託証書」という。) により設立されたオープン・エンド型免除アンブレラ型ユニット・トラストである。ファンドは、2012年6月26日付で、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンドとして登録された。

2016年5月1日をもって、副管理会社は、その名称をエムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイからMUFGLUXMANAGEMENTCOMPANY S. A. に変更し、また管理会社、管理事務代行会社、保管会社および名義書換事務代行会社は、その名称をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S. A. に変更した。

ファンドは、UBS 豪ドル・ボンド・インカム (以下「投資先ファンド」という。) のフィーダー・ファンドである。投資先ファンドの投資目的および投資戦略は、中長期的に安定したインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなるリターンを目指すことにある。

かかる投資目的の達成を追求するため、投資先ファンドは、主として、豪ドル建ての投資適格公社債 (国債、政府機関債、準政府債 (州政府債)、国際機関債、社債、ABS (アセット・バック証券) およびMBS (モーゲージ証券) を含む。) 等に分散投資を行う。

投資先ファンドの財務書類は、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

注2. 重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。注13で詳述するとおり、2017年7月19日付の受託会社および管理会社の共同決議により、2017年8月25日にファンドを解散することが決定された。

投資有価証券の評価

ファンドは、資産のほぼすべてをUBS 豪ドル・ボンド・インカムのクラスT受益証券 (以下「投資先ファンド」という。) に投資する。投資先ファンドのすべての投資有価証券は、評価日の投資先ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に基づいて公正価値で評価される。

投資先ファンドの資産額は以下の通り決定される。

- (i) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた額で評価される。
- (ii) ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常取引慣行に基づき評価される。
- (iii) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、投資先ファンドの管理会社が、かかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、投資先ファンドの管理会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- (iv) 証券取引所に上場されているか、またはその他の組織化された市場で取引されている投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引

所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。

- (v) 未上場有価証券は、投資先ファンドの投資運用会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を考慮した上で、投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- (vi) 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価される。
- (vii) 利付有価証券に発生する一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- (viii) 上記の評価方法にもかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または投資先ファンドの管理会社がいずれの評価も実行可能または適切ではないと考える場合、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの投資運用会社と協議の上で、かかる状況において適切であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

有価証券の売却にかかる実現純損益

有価証券の売却にかかる実現純損益は、売却有価証券の平均取得原価に基づき計算される。

為替換算

本財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。米ドル以外の通貨で表示される銀行勘定、組入投資有価証券の評価額およびその他の資産または負債は、本報告書の日付現在の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

2017年2月28日現在の適用ある為替レートは、以下のとおりである。

1 米ドル = 1.300728 豪ドル

米ドル以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、取引日における適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

実現および未実現為替損益の結果は、運用計算書および純資産変動計算書に含まれている。

投資有価証券の取得原価

米ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで米ドルに換算される。

設立費用

設立費用は、5年までの期間にわたり償却される。

収益の認識および取引

投資収益は、発生基準で計上される。投資有価証券取引は、取引日に計上される。投資有価証券の売却により生じる損益は、加重平均原価法を用いて決定される。

為替予約契約の評価

為替予約契約は、契約の残存期間に適用される先渡為替レートを参照することにより期末日現在で評価される。未決済の為替予約契約にかかる未実現評価損益は、契約レートと契約終了レートの差異として計算される。当該契約にかかる実現損益および未実現評価損益の変動は、運用計算書および純

資産変動計算書に開示されている。

税金

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）第81項に準拠して、ファンドの設立後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課すケイマン諸島の法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定をケイマン諸島内閣長官から受領している。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における印紙税は課されない。

一定の配当収益およびファンドにより実現される一定のキャピタル・ゲイン収益には、発生地課税主義により法人税または源泉税が課されることがある。

注3. 未払費用

	米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型	米ドル
管理事務代行報酬、管理報酬、名義書換事務代行報酬および 保管報酬（注5）		848.03
代行協会員報酬（注8）		540.77
販売報酬（注9）		5,405.72
投資顧問報酬（注7）		4,940.28
その他の報酬		2,302.15
専門家報酬		14,443.90
副管理報酬（注6）		227.18
受託報酬（注4）		4,161.50
合計		<u>32,869.53</u>

注4. 受託報酬

受託会社は、ファンドの平均純資産総額の年率0.01%（ただし、ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）のファンドに関する報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注5. 管理事務代行報酬、管理報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬

管理会社、保管会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社に支払われる報酬は、当該四半期中のファンドの四半期平均純資産総額の年率0.079%である。

ファンドは、ファンドに生じた副保管報酬を負担する。

注6. 副管理報酬

副管理会社は、ファンドの平均純資産総額の年率0.021%の報酬を受領する権利を有する。かかる

報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。

注7. 投資顧問報酬

投資顧問会社に支払われる報酬は、当該四半期中のファンドの平均純資産総額の年率0.10%である。

注8. 代行協会員報酬

代行協会員に支払われる報酬は、当該四半期中のファンドの平均純資産総額の年率0.05%である。

注9. 販売報酬

販売会社は、ファンドの平均純資産総額の年率0.50%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の月次平均純資産総額に基づき計算され、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注10. その他の費用

その他の費用は、合計で58,874.18米ドルとなり、その内訳は以下の通りである。

	米ドル
ケイマン年次手数料	12,138.62
弁護士報酬	3,416.01
立替費用	3,492.48
印刷費用	38,791.13
報告書作成費用	1,035.94
合計	<hr/> 58,874.18

注11. 組入投資有価証券の変動表

2017年2月28日終了年度の組入投資有価証券の詳細な変動表は、ファンドの管理会社の登記上の事務所において請求することにより無料で入手できる。

注12. 支払分配金

分配金

管理会社は、その裁量において、分配金を宣言することができる。

分配金は、以下のとおり支払われた。

分配落ち日	支払日	分配率	合計金額	通貨
2016年3月18日	2016年3月24日	0.000020	24,885.15	米ドル
2016年4月18日	2016年4月21日	0.000020	24,885.15	米ドル
2016年5月18日	2016年5月23日	0.000020	24,843.75	米ドル
2016年6月20日	2016年6月24日	0.000020	24,280.74	米ドル
2016年7月19日	2016年7月22日	0.000020	24,010.16	米ドル
2016年8月18日	2016年8月23日	0.000020	23,670.84	米ドル
2016年9月20日	2016年9月26日	0.000020	23,420.98	米ドル
2016年10月18日	2016年10月21日	0.000020	23,289.51	米ドル
2016年11月18日	2016年11月25日	0.000020	22,443.53	米ドル
2016年12月19日	2016年12月22日	0.000020	21,136.57	米ドル
2017年1月18日	2017年1月23日	0.000020	21,021.92	米ドル
2017年2月21日	2017年2月24日	0.000020	20,378.57	米ドル
		合計	278,266.87	

注13. 後発事象

2017年7月19日付の受託会社および管理会社の共同決議により、2017年8月25日にファンドを解散することが決定された。

その結果、92,892.46米ドルと見積もられるファンドの清算に関連する費用が、2017年7月20日付で発生した。また、2017年2月28日時点で未償却だった設立費用34,937.63米ドルは、2017年7月20日付で全額償却された。

(3) 投資有価証券明細表等

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型
投資およびその他の純資産明細表
2017年2月28日現在
(米ドルで表示)

銘柄	口数	取得原価 (注2)	時価 (注2)	純資産 比率%
投資信託				
ケイマン諸島				
UBS豪ドル・ボンド・インカム クラスT受益証券	711,490	7,428,028.73	6,399,824.09	97.65%
		7,428,028.73	6,399,824.09	97.65%
投資有価証券合計		7,428,028.73	6,399,824.09	97.65%
銀行預金			152,071.13	2.32%
その他の純資産 (負債)			2,188.61	0.03%
純資産合計			6,554,083.83	100.00%

投資有価証券の地域別分類 (未監査)
2017年2月28日現在

	純資産比率%
ケイマン諸島	97.65%
	97.65%

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

V. お知らせ

ファンドは、平成29年7月19日付の管理会社の決定により、平成29年8月25日に終了しました。